

申請はお済みですか？

◆子育て世帯生活支援特別給付金

	ひとり親世帯分	ひとり親世帯以外分
対象児童	18歳未満の児童（障害児は20歳未満）	①令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」の対象児童 ②平成17年（特別児童扶養手当の対象児童は平成15年）4月2日から令和6年2月29日生まれの児童
支給対象者	①令和5年3月分の児童扶養手当受給者 ②令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者 ③公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方 ④令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、物価高騰の影響を受け、家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方	①令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を受給した方 ②①以外の対象児童の養育者であって、物価高騰の影響を受け、家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（令和5年度住民税の均等割が非課税の方）
給付額	対象児童1人につき5万円	
申請の要否	①・②申請不要（5月29日に支給済み） ③・④申請が必要	①申請不要（5月30日に支給済み） ②申請が必要
申請期限	2月29日Ⓢ（必着）	

※「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」の両方を受給することはできません。
詳しくは、子育て支援課ウェブページをご覧ください。



ひとり親世帯分



ひとり親世帯以外分

◆子どもの成長応援臨時給付金

対象児童	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年4月2日から令和5年4月30日までに生まれ、令和5年4月30日（基準日）に茂原市の住民基本台帳に記録されている方 令和5年5月1日から令和6年2月29日までに生まれ、最初に茂原市に住民登録を行った方
支給対象者	①令和5年5月分の児童手当・特例給付を茂原市から受給している方 ②公務員、対象児童が高校生等のみ、新生児の養育者の方
申請の要否	①不要（10月30日に支給済み） ②必要
給付額	対象児童1人につき15,000円
申請期限	2月29日Ⓢ（必着） 申請期限までに出生した新生児が対象のため、この限りではありません。

詳しくは、子育て支援課ウェブページをご覧ください。



申請・問合せ 子育て支援課（8階） ☎(20)1573 FAX(20)1606

問合せ
高齢者支援課
地域包括支援室（2階）
☎(20)1583 FAX(20)1610

◆配布場所
高齢者支援課・地域包括支援センター・本納支所（本納公民館）
※1人1冊、無くなり次第終了

※エンディングノートには、法的な拘束力はありません。
「活」の一つとしてご活用ください。
エンディングノートとは、人生を最後まで自分らしく生きるために、自分に関する情報や希望・思いをつづるノートです。医療や介護のこと、財産や葬儀のこと、大切な人へのメッセージ、自分の歴史など、さまざまなことが記入できます。元気なうちから「終活」の一つとしてご活用ください。

市では、茂原市版エンディングノート「伝えたい大切なこと」私のエンディングノート」を（株）ジチャイアドと協働で作成しました。
エンディングノートとは、人生を最後まで自分らしく生きるために、自分に関する情報や希望・思いをつづるノートです。医療や介護のこと、財産や葬儀のこと、大切な人へのメッセージ、自分の歴史など、さまざまなことが記入できます。元気なうちから「終活」の一つとしてご活用ください。

エンディングノートを配布します